

DARTS 人工手関節ガイドライン 改訂版

(2019年6月理事会承認)

1. 適応基準

- ①原則として保存的治療に抵抗する関節リウマチまたはその類縁疾患手関節および高度に関節破壊が進行した二次性を含む変形性手関節症
- ②原則として 50 歳以上
- ③関節リウマチでは、Larsen 分類 grade IV～V の患者、III においては人工手関節以外の手術で著しい可動域の低下や不安定性の出現等が予想される患者。

2. 除外基準

- ①基礎疾患に対するコントロールが著しく不良な患者
- ②神経病性関節症の診断を受けた患者
- ③手関節内部または周囲に感染症がある、若しくは潜在的感染の疑いがある患者
- ④精神・神経疾患を有し、医師の指導を守れないと考えられる患者
- ⑤医師の指導による後療法が実施できないと考えられる患者
- ⑥骨量が極めて少なく強固な固定が見込めない患者や、筋肉、腱の再建が困難で機能の回復が見込めない患者
- ⑦骨セメントの使用に伴う血圧低下、ショック、肺塞栓等の重篤な副作用の既往のある患者
- ⑧活動性の高い症例、重労働に従事している患者
- ⑨歩行時等に手術側で杖などを使用し手関節に過度のストレスがかかる患者

3. 実施者および施設基準

- ①手外科学会専門医
- ②RA 手関節を含む手関節疾患に対する標準的な手術経験がある
- ③後に定める手術手技講習会もしくは e-learning を受講したもの
- ④人工関節登録制度の施設 ID を取得している施設